

令和3年度鳥取県教育予算等に関する要望について（回答）

（別添）

要 望 項 目	要望に対する対応方針
<p>現在、世界的な大流行を引き起こし、これまでの生活様式の維持が困難となっている新型コロナウイルス感染症ですが、当然子どもたちの学校生活にも多大な影響を及ぼしています。</p> <p>鳥取県においても多種多様の対応を行っていただいておりますが、さらなる予防策、対応策について検討していただき、子どもたちの安心・安全且つ、充実した学校生活を送れるよう、以下のとおり要望します。</p> <p>なお、それぞれの要望内容につきましては、各市町村教育委員会の判断によるところもあると思いますが、鳥取県教育委員会としてガイドラインを制定するなどし、積極的に働きかけていただき、県内どこでも同じ基準での対応がなされることを併せて要望します。</p> <p>(1) 適切な感染症予防対策と同時に、誹謗中傷などによる子どもたちの心身への負担にならない環境づくりを要望します。</p> <p>また、学校行事についても、感染状況を考慮しながら、with コロナでも実施可能な代替案を検討するなどし、これまでのように体験から学べる学習の機会確保し、記憶に残る学校生活を送れるようにしていただきたいと要望します。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス流行の鎮静化が不透明な中、今後、対応マニュアルの作成、一般への周知が大事と考えます。例えば、学校内で、児童生徒、教職員の感染が判明したとき、保護者の感染が判明したとき、或いはそのそれぞれが濃厚接触者となったとき、学校を臨時休校にするのかしないのか、行動制限はどの範囲でどこまで必要とされるかなどが考えられます。この対応について、事前に周知していただければ落ち着いて対応もでき、周辺の方の理解、協力を得られると考えられます。そのためにも、対応マニュアルの作成、一般への周知を強く要望します。現状では感染が判明してから対応であるため混乱を招くものと考えられます。</p> <p>また、感染者の性別、学校名の公表をどう行うのかなど、基準を設け、県内統一の対応となる対応マニュアル作成をお願いします。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い臨時休校が行われた際は、多くの家庭で学習の遅れを心配したという声がありました。学習の遅れを生じさせないためにもオンライン授業の体制整備が必要と考えます。オンライン授業の内容についても、小学校低学年でも操作、対応ができるようにするなど、すべての子ども及び保護者が安心してオンライン授業を受けられるものとするため、オンライン授業の課題を洗い出し、実施できるものとして準備しておく必要性を感じます。</p> <p>実施するうえで学校現場においてもハード面、ソフト面の不安を解消すべくICT支援員の配置を学校規模に応じて適切に配置されることを望みます。</p>	<p>(1) これまで取り組んできた「誹謗中傷や差別の防止対策」を繰り返すことに加え、必要に応じて緊急メッセージを発信するなどして子どもたちや保護者の不安解消に努めます。</p> <p>また、今後も、学校の教育活動全体を通じて児童生徒が望ましい人間関係を形成し、互いのよさや可能性を發揮しながら自己の生き方についての考えを深めるとともに、自他の大切さを認め実践行動につながる学習活動が展開されるよう、市町村教育委員会と連携し、鳥取県の児童生徒の豊かな学びの保障に引き続き取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>(2) 令和2年5月12日に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、学校運営上取るべき対策等の指針をまとめた「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を作成しました。その後、国の動向を踏まえ、改訂を行っており、今後も感染状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加を行う予定です。</p> <p>また、本ガイドラインをホームページには掲載しています。</p> <p>本ガイドラインは児童生徒の生命や健康を保護し、安全性を確保した上で教育活動を行うことができるよう市町村（学校組合）教育委員会及び学校の参考となるように作成していることも併せて御承知ください。</p> <p>なお、感染者の性別、学校名等の公表については、各市町村において、感染状況や地域の状況等を勘案した上で、判断することとなります。</p> <p>(3) ICT支援員の配置について、引き続き計画的に配置していただけるよう市町村に対して働きかけを行うとともに、支援員に対するサポートや教職員への研修の充実にも努めます。</p> <p>また、これまで県内8市町村で実施した遠隔授業実証実験で培った、ウェブ会議システムによる授業配信等の知見を、他市町にも伝えていくなど学校休業時にも各学校で学びを止めないよう支援していきます。</p> <p>なお、来年度に向けて、ICT支援員へ助言等を行うICT活用教育スーパーバイザーに加えて、一人一台端末を活用した授業づくり等について、教員に指導を行うICT教育アドバイザーを配置するように予算要求をしています。</p>

2. 不登校児童生徒数の増加傾向について	
要望項目	要望に対する対応方針
<p>鳥取県においても、不登校の子どもが年々増加していることから、それに対応した体制づくりを行っていただいているところであり、今年度からは、試行的に県内3中学校において、校内サポート教室を設置していただきました。すべての子どもが安心して学べる環境づくりのためにも、今後速やかに設置校を増やしていただくとともに、小学校への設置も進めていただくよう要望します。</p> <p>また、不登校の子どもに対し、学校に通うことだけを最終目標とせず、その子どもが安心できる居場所づくり、学習のサポートが行われるようお願い申し上げます。</p> <p>併せて、実際の教育現場の先生方も同じ認識でサポートいただけるようお願い申し上げます。</p> <p>なお、このような子どもを抱える保護者も大変大きな不安を持っています。県においても、各種相談窓口を設けていただいておりますが、それらが有効利用されるよう更なる広報していただくとともに、子どもによりいろいろな状況が考えられることから、よりきめ細やかな相談体制の構築がなされることを併せて要望します。</p>	<p>校内サポート教室については、現在の設置校における成果や課題等を整理した上で、設置校数の検討を進めていく予定です。</p> <p>不登校児童生徒への支援の考え方や在り方等については、令和2年8月に作成した「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」において、「不登校児童生徒への支援は、個々の状況に応じた支援が必要であることから、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要がある」ことを示すとともに、児童生徒理解に基づいた支援の重要性等を示しており、県内の学校に周知しており、今後も研修会等において、ガイドブックを活用し、学校等への周知をさらに進めていきます。</p> <p>各種相談窓口については、その機能を充実させるための研修等を進めていくとともに、関係支援機関とも連携しながら、より多くの方々に情報が届くよう取り組んでいきます。</p>
3. 教職員が心身ともに充実し、子どもたちに向き合える環境について	
要望項目	要望に対する対応方針
<p>教職員の過度な業務量、長時間勤務が問題となっています。</p> <p>志高い先生方も、心労から思うように子どもと接することができなくなってしまうのではないかと危惧しています。</p> <p>また、県内においても、教職員による不祥事が後を絶ちません。そこには個人的問題があることは当然ですが、原因の一部においては、教員業務によるメンタル面へのマイナス影響があるのではと考えられます。働き方改革により勤務時間の削減は行われているかもしれませんが、求められる指導内容や指導力というのは多岐にわたり、多大なストレスになっているものと思われま。</p> <p>これを少しでも軽減するためにも、具体的な対策が必要であると考えます。それには、一人の教員がいろいろなことを抱え込まずに業務を行える体制づくり、日頃の変調をいち早く感知できる体制づくり、そして少しでも不調を訴えることができるようなら容易に専門医に相談できる体制づくりなど、あらゆる面でのメンタルサポートが行える体制づくりを要望します。</p> <p>併せて、全教職員に対し、外部専門家による定期的なメンタルチェックが行われ、異変が見受けられる場合には、一刻も早い支援体制が取られるよう望みます。</p>	<p>県教育委員会に配置し、すべての教職員及び関係者の健康相談に随時応じる「心の健康相談員」について、市町村に対し積極的に周知を図っていきます。</p> <p>また、ストレスチェックは、職員数50人未満の場合でも努力義務となっているため、職員数の少ない小中学校又は義務教育学校においても適切な対応が求められているところであり、長時間勤務等の労務管理と併せて引き続き市町村に対し働きかけを行います。</p>

4. 部活動の在り方について	
要 望 項 目	要望に対する対応方針
<p>少子化が進展する中、競技、学校によっては部員数の減少から部活動がこれまでと同様の体制では成り立たなくなってきました。</p> <p>また、教職員の働き方改革を進めていく中で、生徒に対し、これまで通りの充実した指導が行き届くものなのかと懸念しております。</p> <p>そこで、学校、保護者、地域、各種競技団体の繋がりがこれまで以上に必要になってくると考えます。</p> <p>これらを踏まえ「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」にもあるように運動部活動外部指導者、部活動指導員の配置の充実をこれまで以上に積極的に図り、県内に制度の理解と普及推進を望みます。</p>	<p>部活動指導員、運動部活動外部指導者とも、部活動の充実及び教員の負担軽減に大変効果的であることから、各市町に対して、配置の拡大を働きかけていきたいと考えています。</p> <p>また、部活動指導員について、県教育委員会としても周知を図り、人材確保につなげていきたいと考えており、特に保護者の方々への周知については、PTA団体にも協力をお願いしたいと考えています。</p>
5. 教員配置の更なる充実について	
要 望 項 目	要望に対する対応方針
<p>従前より、教員の適正配置については要望させていただいているところであり、鳥取県においては全国よりも更なる少人数学級への取り組みを実践していただいているところです。</p> <p>しかし、これまで以上に一人一人の児童生徒に向き合う時間を十分確保するとともに、きめ細やかな指導が展開できるよう、30人学級の完全実施を国に対して働きかけていただくと同時に、国にさきがけて鳥取県独自で30人学級を制度化し、職員配置をしていただくことを要望します。</p> <p>また、今後GIGAスクールの導入など教員の負担が増えていくことも考えられます。担任の先生はもちろんのこと、それ以外の教職員の方の負担増とならないようにするためにも、新規採用者の数が定年退職者等の補充のみで終わらず、更なる教職員の配置数増となるよう併せて要望します。</p>	<p>現在、県内の小・中・義務教育学校の6割程度の学級が既に25人以下学級に、8割強の学級が30人以下の学級になっています。</p> <p>県としては、さらなる少人数学級の拡充のための教職員定数の改善について、これまで国に対して要望してきたところですが、この度の国の予算折衝において、義務標準法を改正し、小学校について令和3年度から5年かけて学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなりました。</p> <p>今後も少人数学級制度について、より一層の成果が上がるよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、各学校の課題解決に繋がるよう、加配分の配置方法や活用内容を見直していきたいと考えています。</p>